

# 市民税・県民税の申告受付が始まります!

受付期間 2月6日(火)～3月15日(金)

## 1. あなたも申告が必要かも?

次にあてはまるときは申告が必要です。

給与・年金以外に  
所得がある

医療費控除など  
各種控除を追加する

令和5年中  
収入がまったくない

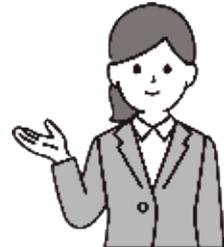
遺族年金、障害年金を  
受給している

所得税の確定申告をした方は、あらためて市民税・県民税の申告をする必要はありません。  
令和6年1月1日現在、五所川原市に住民登録がない方は、お住まいであった市町村へ申告してください。



Q. 申告しないとどうなるの?

A. 課税・非課税の判定ができず  
国民健康保険税などが高くなります。



ほかにもさまざまな不利益が生じることがあります。  
19ページ「5. 申告しないまましていると、こんなデメリットが…」へ



Q. どのように申告すればいいんだろう?

A. 次の方法があります。



申告会場で  
申告

14・15  
ページへ



郵送で  
申告

18ページへ



PC・スマホで  
確定申告

国税庁  
ホームページへ



作成コーナー

## 2. 申告相談日程表（五所川原地区）

【五所川原地区】

会場…中央公民館 3階

時間…9:00～15:30

\*早朝など各会場の開錠前は、屋内で待つことはできません。

地区	月日	対象区域
三好川	2. 6 火	(三好) 藻川・高瀬
	2. 7 水	(三好) 鶴ヶ岡 (中川) 種井・長橋藤島・桜田
	2. 8 木	(中川) 川山・沖飯詰
毘沙門	2. 9 金	毘沙門・長富
飯詰橋	2.13 火	(飯詰) 橋下
	2.15 木	(飯詰) 橋上・下岩崎 (長橋) 戸沢・福山
	2.16 金	(長橋) 豊成・野里・神山・松野木
全地区	2.18 日	全地区(金木地区・市浦地区を含む)
七和	2.19 月	持子沢・高野・前田野目
	2.20 火	俵元・原子・羽野木沢
梅沢	2.21 水	梅田・中泉
栄	2.22 木	姥蒔・七ツ館・みどり町一丁目～二丁目
	2.26 月	広田・浅井・みどり町三丁目～四丁目
	2.27 火	稲実・みどり町五丁目～八丁目
松島	2.29 木	米田・太刀打・一野坪
	3. 1 金	金山・水野尾・唐笠柳
全地区	3. 3 日	全地区(金木地区・市浦地区を含む)
松島	3. 4 月	石岡・吹畑・漆川
市中心部	3. 5 火	栄町・田町・元町・湊・中央五丁目～六丁目
	3. 6 水	蓮沼・不魚住・柳町・中央一丁目～四丁目
	3. 7 木	鎌谷町・新町・岩木町・川端町・弥生町・大町・松島町一丁目～四丁目
	3. 8 金	烏森・本町・布屋町・東町・旭町・松島町五丁目～八丁目
	3.11 月	一ツ谷・敷島町・雛田・長橋橋元
	3.12 火	上平井町・中平井町・寺町・柏原町・錦町・末広町・小曲・長橋広野
	3.13 水	下平井町・幾世森・若葉一丁目～三丁目
	3.14 木	幾島町・新宮町・蘇鉄・芭蕉・新宮岡田・新宮松元・田川
全地区	3.15 金	全地区(金木地区・市浦地区を含む)

混雑を避けるため、できるだけ指定された日に来てね!

ただし、どうしても都合が合わないときは、ほかの受付日に来て大丈夫だよ!



### 来場の皆さんへのお願い

- 例年、大変混雑します。時間にゆとりをもって各会場にお越しください。
- 駐車場の台数に限りがあります。乗り合わせや公共交通機関の利用をお願いします。

## 申告相談日程表（金木・市浦地区）

### 【金木地区】

会場…金木総合支所 2階会議室

時間…9:00～15:00

地区	月日	対象区域
金木	2.20 火	本町・栄町・小川町・米町 三軒町・北新町・南新町・ 川端町
	2.21 水	上山道町・中山道町・下山 道町・大東ヶ丘・金木団地
	2.22 木	昭和町・美晴町・さくら団 地・若松町・見崎町・芦野 団地
	2.26 月	芦野町・浦町・田町・寺町
	2.27 火	朝日町・神明町・新富町
	2.28 水	上宇田野・下宇田野・林下
	2.29 木	湯の川・向道・女坂・藤枝
	3. 1 金	沢部・蒔田・神原
	喜良市	3. 4 月
3. 5 火		上派立・下派立・双葉町・ 林町・野崎
3. 6 水		東岩見町・西岩見町・更生
嘉瀬	3. 7 木	上古町・下古町・新誠町
	3. 8 金	後町・畑中・冷水・本町・ 車町
	3.11 月	上小栗崎・中小栗崎・下小 栗崎
	3.12 火	上鍛冶町・下鍛冶町・新堤 町
	3.13 水	上新町・下新町・上派立・ 中派立・下派立
	3.14 木	上昭和町・下昭和町・上中 柏木・下中柏木・東町
	全地区	3.15 金

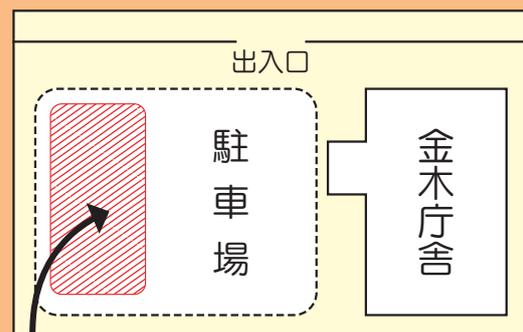
### 【市浦地区】

会場…市浦総合支所 会議室

時間…9:00～15:00

地区	月日	対象区域
磯松	2.22 木	磯松
	2.26 月	
脇元	2.27 火	上脇元
	2.28 水	下脇元
	2.29 木	脇元全地区
十三	3. 1 金	十三山子・十三仲の町
	3. 4 月	十三まち
	3. 5 火	十三全地区
太田川	3. 6 水	太田・桂川
	3. 7 木	
相内	3. 8 金	相内第一
	3.11 月	相内第二
	3.12 火	相内第三
	3.13 水	相内北
全地区	3.14 木	相内全地区
	3.15 金	全地区

### 金木総合支所で申告する方へ



庁舎前の駐車場混雑を避けるため、  
旧保健センター、旧車庫跡地側への  
駐車にご協力ください。



- 必要書類がそろっているか、ご確認ください。書類に不備があると受付できないことがあります。
- 最終日までに申告が終わらなかった場合、税務署で申告が必要となる場合があります。

### 3. 申告の際に必要なもの

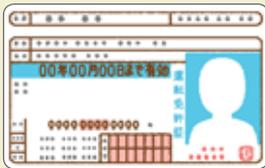
#### 【全員が必要なもの】

##### ◆ 本人確認書類



●申告者のマイナンバーカード

#### \* マイナンバーカードをお持ちでない場合



#### 1. マイナンバー確認書類（下記のうちいずれか一つ）

- マイナンバー通知カード
- マイナンバー付き住民票

#### 2. 身元確認書類（下記のうちいずれか一つ）

- 運転免許証
- 障害者手帳
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 在留カード など

##### ◆ 通 帳



所得税の還付金がある場合に、受取先となる金融機関のもの

\* 申告者名義のものに限ります。

事前に税務署から以下のものが届いた方は、申告の際に必要なものと併せてご持参ください。

- ・確定申告書
- ・所得税の納付書
- ・利用者識別番号が記載された通知書やハガキ

など



## 【所得の計算に必要なもの】

所得の種類	必 要 書 類
営業等所得 農業所得 不動産所得	①収入について詳しく分かるもの （例） 売買仕切書、精算書、販売・売上金額が分かる帳簿類、 賃貸借に関する契約書、交付金等に関する通知書、通帳など ②支出（必要経費）について詳しく分かるもの （例） 各種事業に関する諸経費の領収書、精算書、帳簿など ③事業専従者がいる場合は、事業専従者のマイナンバーが分かるもの 21ページの収支内訳書を記載し、ご持参ください。
給与所得 公的年金等 （企業年金を含む）	源泉徴収票の原本 （複数ある場合はすべて必要です） （給与等支払者から発行されない場合は 支払証明書や明細書など）
譲渡所得	売買契約書、（譲渡資産を）取得した時の領収書 特別控除証明書（公共事業による譲渡・農業委員会 のあっせん等の場合）
一時所得	保険の一時金や満期返戻金の受取金額と掛金が分かる もの
上記以外の所得 （雑所得）	シルバー人材センターの配分金支払証明書 個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書 原稿料や公演料等の支払調書や入金を確認できる通帳など

収入金額や経費を通帳で  
確認する場合は、事前に  
記帳しておいてね！



## 【控除の計算に必要なもの】

控除の種類	必 要 書 類
社会保険料控除	令和5年中に支払った国民健康保険税や国民年金保険料などの領収書
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書（23ページをご覧ください）
扶養控除	控除対象配偶者・扶養親族のマイナンバーが分かるもの
医療費控除	22ページの「令和5年分医療費控除の明細書【内訳書】」を記載し、ご持 参ください。 傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで、医師による治療を受けてい る方のおむつ代を医療費控除として申告する場合、医師が発行する「 <u>お</u> <u>むつ</u> 使用証明書」が必要です。
寄附金控除	寄附先が発行する受領証明書や領収書など、寄附した金額が分かる書類

## 4. 市民税・県民税申告書は、郵送での提出が便利です！

郵送申告で、会場に行く手間や待ち時間を大幅に短縮できます。

### ①申告書を書く



- 申告書は市ホームページからダウンロードできます。
- 昨年、郵送で申告をした方のうち、次の方には1月下旬に申告書を送付します。
  - ・非課税収入のみの方
  - ・「市外」居住者の扶養になっていた方
- 収入がなかった方・非課税所得のみの方は、申告書の「生活状況・非課税所得に関する事項」↓のみ記入して終了です。

生活状況・非課税所得に関する事項			
<small>前年中に収入のなかった方は、この欄に記入して申告は終わりです。</small>			
<input type="checkbox"/> 下記の人に扶養されていた			
住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 生活保護法による生活扶助を受けていた	<input type="checkbox"/> 病気療養中(入院・通院)	<input type="checkbox"/> 預貯金等で生活していた	<input type="checkbox"/> 雇用保険
<input type="checkbox"/> 障害年金	<input type="checkbox"/> 遺族年金	<input type="checkbox"/> その他( )	

### ②書類を封筒にいれる



- 以下の書類を封入してください。
  - ・①で書いた申告書
  - ・身元確認書類 + マイナンバー確認書類のコピー
  - ・所得、控除の計算に必要なもの
- 送付された書類は返却しません。  
申告書の控えが必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

### ③税務課へ郵送



【申告書類の送付先】  
〒037-8686  
五所川原市字布屋町41番地1  
五所川原市役所 税務課 市民税係 あて

これで申告  
おわり！  
簡単だね！

\* 所得税の還付は市民税・県民税申告書の郵送では受けられませんのでご注意ください。



詳しくは市ホームページをご確認ください。

五所川原市 申告

検索



## 5. 申告しないまましていると、こんなデメリットが・・・

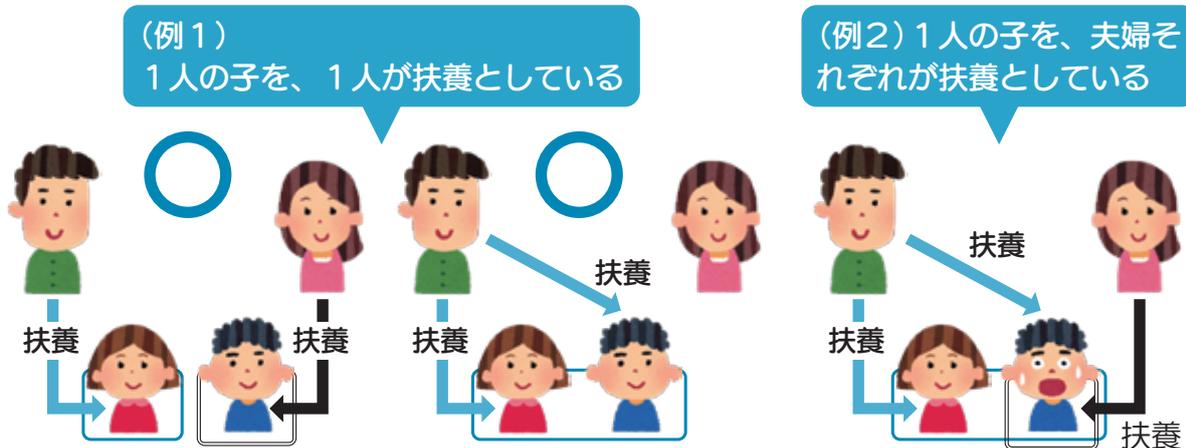
申告は、市民税・県民税の算定だけでなく、さまざまな制度の判断資料となる大切なものです。申告が必要な方が申告しないまましていると、市では所得の状況が分からないため、次のような不利益が生じます。

- ◆国民健康保険税や介護保険料が高額になる。
- ◆給付金や手当の支給要件に該当するか判定できない。
- ◆所得課税証明書が発行されない。



## 6. 扶養親族の重複に、ご注意ください！

**！** 同じ人を重複して扶養にすることはできません！



(例2)のように重複した場合、後日どちらかの扶養を取り消すことになり、所得税や市民税・県民税が増額する場合があります。

あらかじめ、家族内でよく確認してから申告してください。

また、年末調整した際に扶養が重複してしまった場合は、申告することで修正できます。



## 7. 所得税の確定申告書を作成される方へ



所得税の確定申告書を郵送で提出する場合は、  
税務署に送付してください。



誤って市役所に郵送された場合は、本人に返送しますので、郵送前に必ずあて先をご確認ください。

また、作成済みの確定申告書を市の申告相談会場へ提出された場合も、市ではお預かりすることはできません。

直接税務署へ提出してください。



## 8. 令和6年度以降の変更点について

### 1. 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等の課税方式が統一されます

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等に係る所得の課税方式について、令和6年度（令和5年分）からは、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。

### 2. 国外居住親族の扶養控除の要件が見直されます

年齢30歳以上70歳未満の国外に居住している親族で、次のいずれかにあてはまる場合のみ、扶養控除等の適用対象となります。

- 留学のため国内に住所・居所を有しなくなった
- 障がいがある
- 扶養主となる納税義務者から、生活費または教育費として、年間38万円以上の支払いを受けている



\* 年齢は令和5年12月31日時点

\* 国外に居住している配偶者の配偶者控除の要件については、令和5年度以前と変わりません。

### 3. 森林環境税が新設されます

森林環境税とは、森林整備等に必要な地方財源を確保するために令和6年度から増設される国税です。市民税・県民税の均等割が賦課される個人に対して、年額1,000円が課税され、市が徴収します。

なお、東日本大震災復興基本法等に基づき、平成26年度から市民税・県民税の均等割に1,000円が上乗せされていましたが、こちらは令和5年度で終了します。このため、令和5年度と比べて、一人あたりが負担する税額に変更はありません。

森林環境税と市民税・県民税均等割の税額

税目	令和5年度以前	令和6年度以降
市民税均等割	3,500円	3,000円
県民税均等割	1,500円	1,000円
森林環境税	—	1,000円
合計	5,000円	5,000円



森林環境税

問い合わせ先

税務課市民税係 内線2252・2253

\* 申告期間中は電話がつながりにくくなっています。担当者不在のため、夜間の折り返しとなる場合もありますのでご了承ください。



# 【 令和5年分 収支内訳書 ( 令和5年1月1日 ~ 令和5年12月31日 ) 】

③雑収入の内訳

田畑の面積等の状況	面積 (a)	金額 (円)
所有面積		
借受面積		
転作面積		
耕作面積		

※必要経費は事業に関係する部分だけです。ご注意ください。  
申告の際は、科目ごとに内訳のわかるもの（領収書、通帳等）を整理して、申告相談時に持参してください。

必要経費の主な科目の具体例

科目	具体例
販売・売上金額、賃貸料	① 事業から生ずる売上額、農作物の販売金額
家事消費費	② 商品等を家事消費、贈答品とした場合の販米等
雑収入・その他の収入	③ 交付金、精算金、作業受託料等販売収入以外の収入
農産物棚卸高	④ 本年12月31日現在の委託販売・棚卸高
期首商品棚卸高	⑤ 本年1月1日現在の委託販売・棚卸高
仕入金	⑥ 商品の仕入金
期末商品棚卸高	⑦ 本年12月31日現在の棚卸高
給料賃金・雇人費	A 農業、事業等に従事した雇人の給料 (生計を一にする親族は専従者控除⑮になります)
小作料・賃借料	B 小作地の使用料、共同選果場等の使用料・賃借料及び作業受託料
外注加工賃	C 下請けへの発注・原材料の加工賃
減価償却費	D 事業用の施設・機械・トラック等の償却費
利子割引料・借入金利子	F 事業資金を借り入れた場合等の支払利息
租税公課	A 事業に関する固定資産税、自動車税、会費等
種苗費	E 種子、苗等の購入費用
畜養費	U 子牛・子豚等の取得費及び種付料
肥料費	W 化学肥料、たい肥の購入費用
飼料費	Y 飼料の購入費用
農具費	Z 使用可能期間が1年未満又は購入価格が10万円未満の農具購入費
農業衛生費	K 農薬の購入費用、共同（航空）防除の負担金
諸材料費	K 農業のために使用する材料費（黒土・紙袋・ビニール等）
修繕費	K 事業に使用している建物・車両・農機具等の修理費用
動力光熱費	K 事業のために使用した燃料費（水道・電気・灯油・ガソリン・軽油代等）
旅費交通費	S 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代等
通信費	S 電話料、切手代等
消耗品料	S 消耗品や10万円未満の備品の購入費
作業用衣料費	T 農作業に必要な衣料の購入費（作業衣・長靴・手袋等）
農業共済掛金	T 水稲・果樹等の共済掛金、車両保険料、農業用資産に対する火災保険料等
荷造運賃手数料	T 出荷手数料、検査料、運搬料等
土地改良費	T 土地改良事業の費用

..... 記帳・帳簿等の保存制度について

事業所得（農業・営業）、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。  
 ▷ 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金銭等を記載しなければなりません。  
 ▷ 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

収入金額	科目	金額 (円)	農	営	不	経		金額 (円)	農	営	不
						費	費				
①	販売・売上金額、賃貸料		○	○	○	才	費		○		
②	家事消費費		○	○	○	力	費		○		
③	雑収入・その他の収入		○	○	○	キ	費		○		
④	礼金・権利金更新料					ク	費				
⑤	名義書換料・その他		○		○	ケ	費		○		
⑥	小計(①+②+③+④+⑤)		○	○	○	コ	費		○		
⑦	農産物棚卸高		○		○	サ	費		○		
⑧	期末		○		○	シ	費		○		
⑨	小計(⑥-⑦+⑧)		○	○	○	ス	費		○		
⑩	期首商品棚卸高					セ	費		○		
⑪	仕入金		○		○	ソ	料		○		
⑫	小計(⑩+⑪)		○		○	タ	費		○		
⑬	期末商品棚卸高		○		○	チ	費		○		
⑭	差引原価(⑫-⑬)		○		○	ツ	費		○		
⑮	差引金額(⑨-⑭)		○	○	○	テ	金		○		
A	給料賃金・雇人費		○	○	○	ト	料		○		
B	小作料・賃借料・外注加工賃		○	○	○	ナ	費		○		
C	減価償却費		○	○	○	ニ			○		
D	貸倒金		○	○	○	ヌ	費		○		
E	地代家賃		○	○	○	ネ			○		
F	利子割引料・借入金利子		○	○	○	ノ			○		
A	その租税公課		○	○	○	ハ			○		
イ	他の種苗畜養肥料		○		○	ヘ			○		
ウ	の経費		○		○	ホ			○		
エ	所得		○		○	ヘ			○		
イ	専従者控除		○		○	ヘ			○		
ウ	所得金額(⑮-⑯)		○		○	ヘ			○		
エ	所得金額(⑮-⑯)		○		○	ヘ			○		

9. 収支内訳書は実際の申告に使用してください。

